

平成31年3月
大東市議会
定例会議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第19号	大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例-----	2
・議案第21号	大東市情報公開条例-----	4
・議案第22号	大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例-----	6
・議案第23号	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	8
	大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例-----	12
・議案第24号	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例-----	16
	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例-----	18
・議案第25号	大東市立総合福祉センター条例-----	20
・議案第26号	大東市附属機関条例-----	26
・議案第27号	大東市国民健康保険税条例-----	28
・議案第29号	大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例-----	36
・議案第30号	大東市奨学貸付条例-----	42

議案第19号

大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

新

第1条 ～ 第6条 (略)

(兼業の禁止)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 法第180条の5に規定する委員会の委員 (教育委員会にあっては、教育長および委員) または委員

第8条 ～ 第14条 (略)

(指定管理者選定評価委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定に当たり適正かつ公正な審査および指定管理者による公の施設の管理についての適正な評価を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、市長等の附属機関として、次に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 市長 大東市指定管理者選定評価委員会

(2) 教育委員会 大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会

2 委員会は、各公の施設に係る指定管理者の候補者の選定ごとに、委員6人以内の合議体を構成し、指定管理者の候補者を選定するために必要な事項を審査し、指定管理者による公の施設の管理についての評価のために必要な調査審議を行い、市長等に報告する。

3 ～ 4 (略)

第16条 (略)

主要改正点

- ・指定管理者選定審査委員会の名称を指定管理者選定評価委員会に改め、その所掌事務に指定管理者による公の施設の管理についての評価のために必要な調査審議を加えたこと。
- ・当該委員会が指定管理者の候補者の選定ごとに構成する合議体の委員の数を5人以内から6人以内に改めたこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第6条 (略)

(兼業の禁止)

第7条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 法第180条の5に規定する委員会の委員

第8条 ～ 第14条 (略)

(指定管理者選定審査委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定に当たり適正かつ公正な審査を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、市長等の附属機関として、次に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 市長 大東市指定管理者選定審査委員会

(2) 教育委員会 大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会

2 委員会は、各公の施設に係る指定管理者の候補者の選定ごとに、委員5人以内の合議体を構成し、指定管理者の候補者を選定するために必要な事項を審査し、市長等に報告する。

3 ～ 4 (略)

第16条 (略)

議案第21号

大東市情報公開条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (定義)
第2条 (略) (1) 情報 実施機関が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものに入力された記録（以下「文書等」という。）であって、 <u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの</u> をいう。
(2) ～ (3) (略)
第3条 (略) (<u>請求者の責務</u>)
第4条 この条例の規定により情報の公開を <u>請求しようとする者は、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、情報の公開を受けたときは、当該情報を同条の目的以外に</u> 利用してはならない。
第5条 ～ 第22条 (略)

主要改正点

- ・本市の情報公開請求の対象となる情報について、定義の明確化をしたこと。
- ・情報公開請求における請求者の責務について、必要な事項を規定したこと。

旧
第1条 (略) (定義)
第2条 (略) (1) 情報 実施機関が職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものに入力された記録（以下「文書等」という。）で、 <u>実施機関</u> が管理しているものをいう。
(2) ～ (3) (略)
第3条 (略) (<u>利用者の責務</u>)
第4条 この条例の規定により情報の公開を <u>受けた者は、当該情報を第1条の目的以外に</u> 利用してはならない。
第5条 ～ 第22条 (略)

議案第 22 号

大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例

新
第 1 条 ～ 第 7 条 (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第 8 条 (略)
2 (略)
<u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務</u> <u>に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
第 8 条の 2 ～ 第 19 条 (略)

主要改正点

- ・ 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規定したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 7 条 (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第 8 条 (略)
2 (略)
第 8 条の 2 ～ 第 19 条 (略)

議案第23号

大東市一般職の職員の給与に関する条例

大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	
(大東市一般職の職員の給与に関する条例)	
目次	
第1章	(略)
第2章	(略)
第3章	手当(第13条- <u>第28条の4</u>)
第4章	(略)
付則	
第1条 ~ 第18条	(略)
(特殊勤務手当)	
第19条	(略)
2	(略)
3	<u>前項に規定する特殊勤務手当の支給額については、特殊勤務手当額表(別表第7)に定める額とする。</u>

主要改正点

- ・教育職員に対する教職調整額の支給について規定したこと。
- ・職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容について、文言の整理を行ったこと。
- ・幼稚園の副園長に対する管理職手当の額について規定したこと。

新旧対照表

旧	
目次	
第1章	(略)
第2章	(略)
第3章	手当(第13条- <u>第28条の2</u>)
第4章	(略)
付則	
第1条 ~ 第18条	(略)
(特殊勤務手当)	
第19条	(略)
2	(略)
3	<u>前2項の規定にかかわらず、同項に規定する職員(月額で定める特殊勤務手当が支給される者に限る。)が月の初日から末日までの現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数のうち規則で定める日数を勤務しなかった場合は、当該月の特殊勤務手当は支給しない。</u>
4	<u>第2項に規定する特殊勤務手当の支給額については、特殊勤務手当額表(別表第7)に定める額とする。ただし、同表に定めるもののうち月額で定める手当を育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に適用する場合にあっては、当該手当額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。</u>

新

第20条 ～ 第28条の2 (略)

(教職調整額)

第28条の3 教育職員(園長および副園長を除く。)には、その者の給料月額
の100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 教職調整額の支給を受ける教育職員については、第20条および第21条の規定は、
適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第28条の4 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第16条、第27条、第
28条および第29条の規定ならびに大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条
例第31号)および大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条
例第2号)の規定ならびにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第1項の
教職調整額は、給料とみなす。

第4章 補則

第29条 ～ 第34条 (略)

(死亡職員に対する給与の支給)

第35条 (略)

2 大東市職員の退職手当に関する条例第2条の2の規定は、前項の遺族の範囲、順位お
よび遺族からの排除について準用する。

第36条 ～ 第37条 (略)

別表第1 ～ 別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>標準的な職務</u>
<u>1級</u>	<u>定型的な業務を行う職務</u>

旧

第20条 ～ 第28条の2 (略)

第4章 補則

第29条 ～ 第34条 (略)

(死亡職員に対する給与の支給)

第35条 (略)

2 大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条例第31号)第2条の2の規定は、前
項の遺族の範囲、順位および遺族からの排除について準用する。

第36条 ～ 第37条 (略)

別表第1 ～ 別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>標準的な職務</u>
<u>1級</u>	<u>定型的な業務を行う職務</u>

新

2級	<u>特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務</u>
3級	<u>主任の職務</u>
4級	<u>上席主査の職務または主査の職務</u>
5級	<u>課長補佐の職務</u>
6級	<u>課長の職務</u>
7級	<u>次長の職務</u>
8級	<u>理事の職務または部長の職務</u>

イ 再任用職員行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<u>定型的な業務を行う職務</u>
2級	<u>特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務</u>
3級	<u>上席主査の職務または主査の職務</u>
4級	<u>課長補佐以上の職の職務</u>

ウ ～ エ (略)

別表第6 ～ 別表第7 (略)

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第2条の改正規定 ～ 第26条第2項の改正規定 (略)

別表第5アの表中4級の項を次のように改める。

4級	<u>上席主査の職務または主査の職務</u>
----	------------------------

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第13条関係)

旧

2級	<u>知識または経験を必要とする業務を行う職務</u>
3級	<u>主査の職務に相当する職務で規則で定めるもの</u>
4級	<u>上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務、主査の職務または困難な業務を処理する主査の職務に相当する職務で規則で定めるもの</u>
5級	<u>課長補佐の職務または課長補佐の職務に相当する職務</u>
6級	<u>課長の職務または課長の職務に相当する職務</u>
7級	<u>次長の職務または次長の職務に相当する職務</u>
8級	<u>理事の職務、理事の職務に相当する職務、部長の職務または部長の職務に相当する職務</u>

イ 再任用職員行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<u>定型的な業務を行う職務</u>
2級	<u>知識または経験を必要とする業務を行う職務</u>
3級	<u>上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務または主査の職務</u>
4級	<u>課長補佐以上の職の職務または課長補佐以上の職の職務に相当する職務</u>

ウ ～ エ (略)

別表第6 ～ 別表第7 (略)

第2条の改正規定 ～ 第26条第2項の改正規定 (略)

別表第5アの表中4級の項を次のように改める。

4級	<u>上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務または主査の職務</u>
----	---------------------------------------

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第13条関係)

新

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
理事	91,100円
部長	85,100円
次長	71,300円
課長	57,000円
課長補佐 <small>(幼稚園の副園長に限る。)</small>	40,000円

備考 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

付 則

- (略)
(経過措置)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表（大東市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「一般職給与条例」という。）に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員（この条例による改正前の別表第5ア4級の項に規定する困難な業務を処理する主査の職務に相当する職務で規則で定めるものに従事する職員に限る。）で、当該職員が施行日以後に受ける給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- (略)

旧

管理職手当額表

職	管理職手当の月額
理事	91,100円
部長	85,100円
次長	71,300円
課長	57,000円

備考 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

付 則

- (略)
(経過措置)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表（大東市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「一般職給与条例」という。）に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員（この条例による改正前の別表第5ア4級の項に規定する困難な業務を処理する主査の職務に相当する職務で規則で定めるものに従事する職員に限る。）で、当該職員が施行日以後に受ける給与月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- (略)

議案第 24 号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

新

(大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

主要改正点

- ・医療費助成の受給資格の判定に係る所得判定期間を変更したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

新

(大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例による改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年7月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に行われる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

旧

本則 (略)

付 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例による改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年7月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第25号

大東市立総合福祉センター条例 新旧対照表

新
目次
<u>第1章 総則（第1条－第10条）</u>
<u>第2章 身体障害者福祉センター（第11条－第13条）</u>
<u>第3章 老人福祉センター（第14条－第16条）</u>
<u>第4章 社会福祉センター（第17条－第19条）</u>
<u>第5章 雑則（第20条－第25条）</u>
付則
第1条 ～ 第8条 （略）
<u>（使用料）</u>
<u>第9条 総合福祉センターの施設の使用料は無料とし、総合福祉センターの施設の附属設備の使用料は規則で定める額とする。</u>
<u>2 使用者は、総合福祉センターの施設の附属設備を使用するときは、当該附属設備を使用するときまでに前項に規定する附属設備の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。</u>
<u>（使用料の返還）</u>
<u>第10条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</u>
第2章 （略）
<u>第11条</u> （略）
<u>第12条</u> （略）
<u>第13条</u> （略）
<u>第14条</u> （略）
<u>第15条</u> （略）
<u>第16条</u> （略）

主要改正点

- ・大東市立総合福祉センターの附属設備の使用料について規定したこと。

旧
第1条 ～ 第8条 （略）
<u>（使用料）</u>
<u>第9条 総合福祉センターの使用料は、無料とする。</u>
第2章 （略）
<u>第10条</u> （略）
<u>第11条</u> （略）
<u>第12条</u> （略）
<u>第13条</u> （略）
<u>第14条</u> （略）
<u>第15条</u> （略）

新

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第23条 (略)

(1) 第12条、第15条または第18条に規定する事業に関する業務

(2) ～ (3) (略)

(4) 利用料金の収受に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、第9条第1項に規定する総合福祉センターの付属設備の使用料の額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とする。

3 (略)

4 第4条から第8条まで、第9条第2項および第10条(第9条第2項および第10条については、第1項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。)、第13条、第16条ならびに第19条の規定は、前条の規定により総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条および第5条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第

旧

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第22条 (略)

(1) 第11条、第14条または第17条に規定する事業に関する業務

(2) ～ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 (略)

3 第4条から第8条まで、第12条、第15条および第18条の規定は、前条の規定により総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条および第5条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで、第12条、第15条および第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

新

9条第2項および第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条、第16条および第19条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第24条（略）

第25条（略）

旧

第23条（略）

第24条（略）

議案第26号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会</u>	<u>地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを行う事業者の指定、指定基準、介護報酬の設定等についての審議に関する事務</u>	8人以内
	<u>大東市介護保険施設等事業者選定委員会</u>	<u>居宅サービス、施設サービスおよび介護予防サービスを行う事業者の選定についての審議に関する事務</u>	<u>8人以内</u>

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市介護保険施設等事業者選定委員会を加えたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市地域密着型介護サービスの運営に関する委員会</u>	<u>地域密着型介護サービスの事業者の指定、指定基準、介護報酬の設定等についての審議に関する事務</u>	8人以内

議案第27号

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (課税額)
第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>580,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>580,000円</u> とする。
3 ～ 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.33</u> を乗じて算定する。
2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,360円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)
第5条 (略)
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月

主要改正点

- ・国民健康保険税の賦課限度額および課税額を変更したこと。

旧
第1条 (略) (課税額)
第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>540,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>540,000円</u> とする。
3 ～ 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.08</u> を乗じて算定する。
2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>24,611円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)
第5条 (略)
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月

新

までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 30,565円

(2) 特定世帯 15,282円

(3) 特定継続世帯 22,923円

第6条 ～ 第7条の2 （略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.68を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,634円とする。

第10条 ～ 第22条 （略）

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) （略）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規

旧

までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2および第23条において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2および第23条において同じ。）以外の世帯 29,668円

(2) 特定世帯 14,834円

(3) 特定継続世帯 22,251円

第6条 ～ 第7条の2 （略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.42を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,820円とする。

第10条 ～ 第22条 （略）

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) （略）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規

新

定する世帯主を除く。) 1人について 18,452円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 21,396円

(イ) 特定世帯 10,698円

(ロ) 特定継続世帯 16,047円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,344円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,180円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 15,283円

(イ) 特定世帯 7,641円

(ロ) 特定継続世帯 11,462円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,817円

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,272円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 6,113円

(イ) 特定世帯 3,057円

(ロ) 特定継続世帯 4,585円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第

旧

定する世帯主を除く。) 1人について 17,228円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 20,768円

(イ) 特定世帯 10,384円

(ロ) 特定継続世帯 15,576円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,774円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,306円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 14,834円

(イ) 特定世帯 7,417円

(ロ) 特定継続世帯 11,126円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,410円

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,923円

イ (略)

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 5,934円

(イ) 特定世帯 2,967円

(ロ) 特定継続世帯 4,451円

ウ～エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第

新

1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,527円
第23条の2 ～ 第27条 (略)

旧

1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,364円
第23条の2 ～ 第27条 (略)

議案第29号

大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法に規定する大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に規定する短期大学(同法に規定する専門職大学(以下この号ならびに次条第2号および第3号において「専門職大学」という。)の前期課程を含む。)または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に規定する高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号または第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をし

主要改正点

- ・水道法施行令および水道法施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号または第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生については1年以上、第2号の卒業生については2年以上水道に関する技術上の実務に従事し

新

た者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) (略)

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目または前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に

旧

た経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道または水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) (略)

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目または前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に

新

修得した後、それぞれ当該各号に規定する者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) ～ (6) (略)

旧

修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) ～ (6) (略)

議案第30号

大東市奨学貸付条例 新旧対照表

新			
第1条 (略)			
(奨学生の資格)			
第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。			
(1) ～ (2) (略)			
(3) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、大学(専門職大学および短期大学(専門職短期大学を含む。))を含む。)</u> もしくは <u>高等専門学校または同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)</u> もしくは <u>同法第134条に規定する各種学校のうち教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定めるものに進学または在学する者</u>			
第3条 ～ 第7条 (略)			
別表(第5条関係)			
(単位 円)			
区分	種類		
	修学金(月額)	入学一時金	
		公立	私立
<u>第2条第3号に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校および専修学校ならびに各種学校のうち委員会が規則で定めるもの</u>	6,000	10,000	70,000

主要改正点

- ・奨学金の貸付けを受ける者に、専門職大学または専門職短期大学に進学または在学する者を加えたこと。

旧			
第1条 (略)			
(奨学生の資格)			
第2条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当する者でなければならない。			
(1) ～ (2) (略)			
(3) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部を含む。)、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)</u> および <u>同法第134条に規定する各種学校のうち教育委員会(以下「委員会」という。)が規則で定めるものに進学し、または在学中の者</u>			
第3条 ～ 第7条 (略)			
別表(第5条関係)			
(単位 円)			
区分	種類		
	修学金(月額)	入学一時金	
		公立	私立
<u>高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校のうち委員会が規則で定めるもの</u>	6,000	10,000	70,000

新

<u>第2条第3号に規定する大学</u>	12,000	80,000	100,000
----------------------	--------	--------	---------

旧

<u>大学</u>	12,000	80,000	100,000
-----------	--------	--------	---------